

業務管理体制について

1 業務管理体制の整備

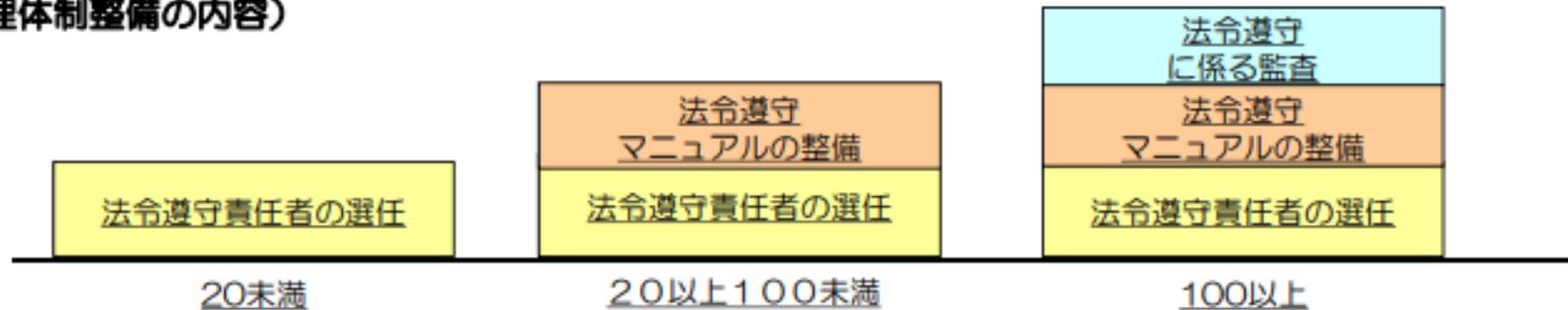
法令遵守の義務の履行を確保するため、業務管理体制の整備を義務付けることにより、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図ることを目的としています。

介護サービス事業者は、介護事業運営の適正化を図るため、指定を受けている事業所又は施設の数に応じて、「法令遵守等の業務管理体制」を整備することが義務付けられ、その体制について事業者ごとに届け出ることとされています。

なお、業務管理体制の整備は、法令遵守責任者の氏名等を行政に届け出ることが目的ではなく、**法令遵守責任者が中心となって事業者自らがコンプライアンス（法令遵守）を向上していくこと**が必要となります。

2 業務管理体制の内容

(業務管理体制整備の内容)



3 業務管理体制の整備の届出先

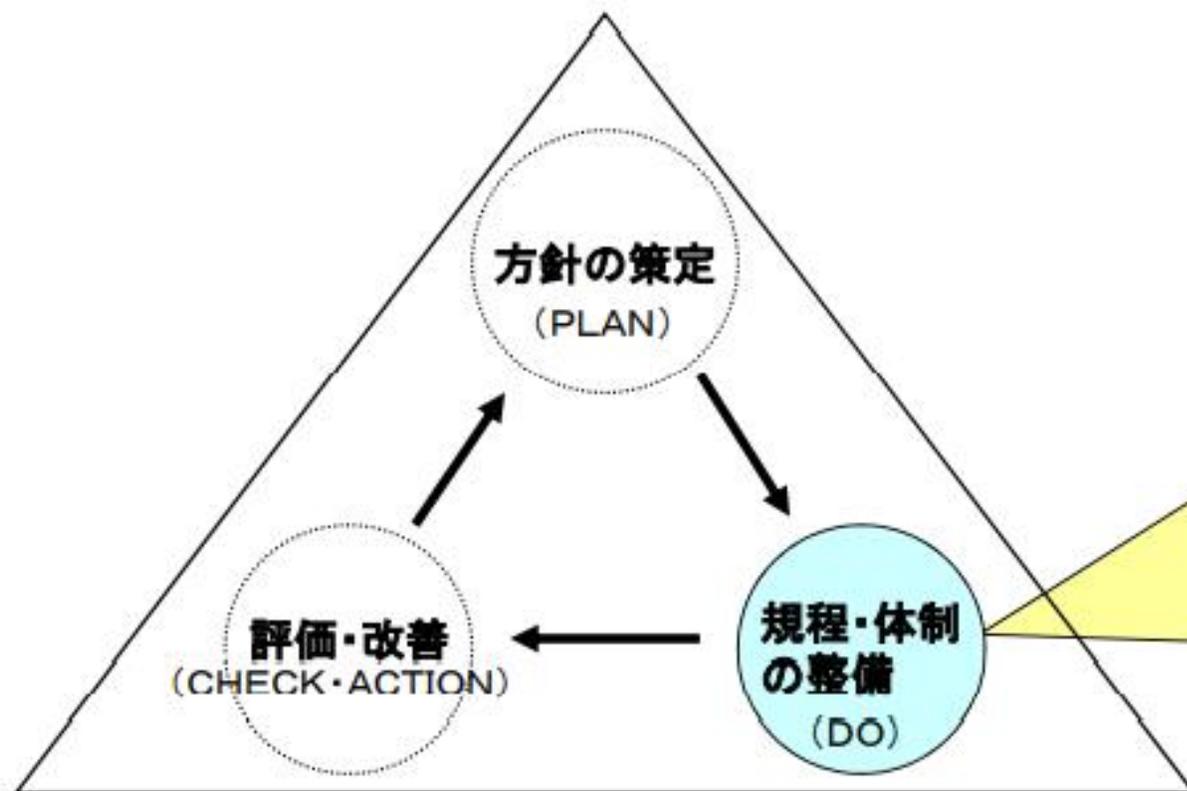
【届出先】

区 分	届出先
① 指定事業所が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
② 指定事業所が2以上の都道府県に所在し、かつ、2以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	主たる事務所の所在地の都道府県知事
③ 指定事業所が同一指定都市内にのみ所在する事業者	指定都市の長
④ 指定事業所が同一中核市内にのみ所在する事業者（※2）	中核市の長
⑤ 地域密着型サービスのみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内にのみ所在する事業者	市町村長
⑥ ①から⑤以外の事業者	都道府県知事

当組合に届出が必要となるのは、地域密着型サービスのみを行う事業者で、指定事業所が当組合圏域内（浜田市・江津市）にのみ所在する事業所となります。

4 業務管理の概念図

【法令等遵守^{※1}態勢^{※2}の概念図】



〈事業者自らの取り組み〉

【事業所数100以上の事業者】

- 法令遵守責任者の選任
- 法令遵守規程の整備
- 法令遵守に係る監査の実施

【事業所数20以上100未満の事業者】

- 法令遵守責任者の選任
- 法令遵守規程の整備

【事業所数20未満の事業者】

- 法令遵守責任者の選任

〈法令による義務付け〉

※1 法令等遵守とは、単に法令や通達のみを遵守するのではなく、事業を実施する上で必要な法令の目的(社会的要請)や社会通念に沿った適応を考慮したもの。

※2 「態勢」とは、組織の様式(体制)だけでなく、法令等遵守に対する姿勢や体制づくりへの取組みを指している。